

境町告示第 86 号

地域農業経営基盤強化促進計画の案を作成したので、農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号) 第 19 条第 7 項の規定により公告し、下記の通り縦覧に供する。

利害関係人は縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

令和 8 年 6 月 29 日

境町長 橋本正裕



1 縦覧期間

自 令和 8 年 6 月 30 日 (火)

至 令和 8 年 7 月 14 日 (火)

2 縦覧場所

境町役場建設農政部農業政策課及び境町公式ホームページ

※農業政策課での縦覧は、土曜日、日曜日、祝日を除く、開庁時間に限る。

3 意見書の提出について

(1) 提出先

境町役場建設農政部農業政策課

(2) 提出方法

持参、郵送によることとし、FAX、インターネット及び電話での意見は受け付けられない。

(3) 提出期限

縦覧期間満了の日までとする。

ただし、郵送の場合は当日必着のものとする。

(4) 意見書の処理方法

意見書に対する個別の回答は行わず、地域農業経営基盤強化促進計画を公告する際に、意見の要旨及びその処理結果を併せて公告する。